令和８年　第１回知名町議会臨時会

第　１　日

令和８年１月15日

令和８年第１回知名町議会臨時会議事日程

令和８年１月１５日（木曜日）午前10時00分開議

１．議事日程（第１号）

○開会の宣告

○開議の宣告

○日程第　１　会議録署名議員の指名

○日程第　２　会期の決定

○日程第　３　議案第１号　知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○日程第　４　議案第２号　知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

○日程第　５　議案第３号　令和７年度知名町一般会計補正予算（第５号）について

○日程第　６　議案第４号　令和７年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について

○日程第　７　議案第５号　令和７年度知名町介護保険特別会計補正予算（第３号）について

○日程第　８　議案第６号　令和７年度知名町水道事業会計補正予算（第２号）について

○日程第　９　議案第７号　令和７年度知名町下水道事業会計補正予算（第４号）について

○日程第１０　議案第８号　工事請負契約の締結について（屋子母地区浸透池造成工事）

○閉会の宣告

１．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

１．出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
１番	田尻　博樹　議員	２番	長山　美香　議員
３番	原﨑　幸雄　議員	５番	西　吉信　議員
６番	髙風　勝一郎　議員	７番	福川　勝久　議員
８番	窪田　仁　議員	９番	根釜　昭一郎　議員
１０番	西　文男　議員	１１番	福井　源乃介　議員
１２番	川畑　光男　議員	１３番	外山　利章　議員

１．欠席議員（０名）

１．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

藤田　孝一	議会事務局長	元榮　聡子	議会事務局主事

１．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

氏名	職名	氏名	職名
今井　力夫	町長	赤地　邦男	副町長
田中　幸太郎	教育長	成美　保昭	総務課長
西　富士雄	総務課長補佐	永野　道也	企画振興課長
岡越　豊	農林課長	田邊　栄	農業委員会事務局長
英　敬一	建設課長	下田　浩治	耕地課長
中山　昌昭	会計管理者 兼会計課長	井上　修吉	税務課長
元栄　吉治	町民課長	中村　里佐子	保健福祉課長
根元　幸治	保健福祉課参事	原田　孝二	子育て支援課長
池沢　由美子	教育委員会事務局長	上原　美穂香	教育委員会 事務局参事
東　里樹	学校給食 センター所長		

△開　会　午前１０時００分

○外山利章議長

議場におられる皆様、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

日程に入る前に、久永上下水道課長から欠席届の提出がありましたので、ご報告いたします。

ただいまから令和８年第１回知名町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

△日程第１　会議録署名議員の指名

○外山利章議長

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって田尻博樹議員及び長山美香議員を指名します。

△日程第２　会期の決定

○外山利章議長

日程第２、会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日１日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の１日間と決定しました。

△日程第３　議案第１号　知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○外山利章議長

日程第３、議案第１号、知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

それでは、議場内の皆様、改めましておはようございます。

令和８年が始まりました。この一年も、皆様、そして本町にとって非常に幸多い年になればなと、皆さんと共に同じ考えであります。

それでは、本日の臨時議会におきます議案第１号についての説明を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第１号は、知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

本案は、令和７年人事院勧告及び改正後の一般職の職員の給与に関する法律に準じ、令和７年１２月期における期末手当及び勤勉手当の支給月数を０．０５月分引き上げるとともに、民間給与との格差１万５，０１４円を解消するための給料表の引上げ改定をするものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから総括的質疑を行います。

○髙風勝一郎議員

今回、職員に関する給与の見直しということでありますが、会計年度任用職員につきましては、同じく地方公務員法が適用される一般職の非常勤職員となっております。職員と同様、一般事務、あと専門職等で幅広く町行政の日常業務を補助していただいていると思いますが、その皆さんについてはどのようにお考えなのか、お伺いします。

○今井力夫町長

職員の数が減少している昨今、しかし、それ以前から会計年度任用職員の皆さんにも町行政の一部を担っていただいて、町行政がスムーズに動く体制づくりというのができていることに対しましては、皆さんご承知のとおりだと思います。

昨今、会計年度職員の給与というのがどんどん、今、給与改定がされている中でございます。その中で、国においてもよく言われる言葉が、同一労働同一賃金の方式というものをしっかりと取り入れていって、そしてその結果、同一労働であったら同一労働賃金というような考え方で進めていくべきだというのが国が示していることであり、我々はそれに従って対応してまいろうかなと思っております。

現在、会計年度職員の業務内容というのが、まだ正式職員と同等の職務内容とい

うものになっていないところも多々見られます。したがって、今後、私といたしましては、会計年度任用職員の皆さんにも、年度当初にこれこれの責任ある職務に就く意思があるのかというような意思確認をしていかなきゃいけないかなと思っております。

私も正職員と同じように同一労働をしていく決意であるというのが見られた者については、当然ここに記されているような給与体系、処遇改善というのをしていかなきゃいけないと思っておりますけれども、あくまでもアシスタント的な会計年度任用職員のままでいたいという場合には、そこは明らかに給与の処遇の面では差をつけていかざるを得ないものだと思っております。

以上です。

○高風勝一郎議員

年度当初ということで、例えば４月、新年度に入る時点において、その前において、それぞれの意見を聞いて新年度に入っていくというふうな考えでよろしいですか。

○今井力夫町長

そうですね、本年度、会計年度任用職員しているから、じゃ、来年度もそのまま継続かというとそうではなくて、必ずその年度前には本人の意思確認もしていかなきゃいけませんので、そういうあたりでこれからの処遇の面についてもきちんと確認をして、こういう職務について、できるのかできないのかというようなのはきちんと確認していくのが、これからの会計年度職員を採用するに当たって非常に重要な事項の一つだと捉えておりますので、年度前には確認もしていきたいし、年度途中の採用も当然会計年度職員はありますので、そういう場合においても採用前にきちんと確認をしていかなきゃいけないし、と同時に我々といたしましては、会計年度任用職員の数というのが今の数でいいのかというのもしっかりと検討して、その上で次年度における会計年度任用職員の採用数というのも検討していくと、その中で当然本人の意思確認もしていかなきゃいけないと思っておりますので、年度内、そしてまた年度途中においての採用においても、同様の意思確認というのはしっかりしていく必要があると考えております。

○高風勝一郎議員

町長、最初のほうにおっしゃった年度任用職員も町の行政を担っている大事な皆様方ですので、その方々の、もちろんヒアリングも含めて、また職員一人一人の立場も取り入れていただいて、ぜひ新年度に気持ちよく会計年度任用職員が勤められるように要望して終わります。

○外山利章議長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わります。

次に、ページごとによる質疑を行います。

１ページ。

○根釜昭一郎議員

さしたるあれではないんですけれども、１ページの下段に桁区切りが違う箇所が発生していますので、訂正が必要になってくるかと思います。３級の２ですね。２７万７，３００円の桁区切りのほうが違っております。

○外山利章議長

しばらく休憩します。

休　憩　午前１０時１０分

―――――――――――――――――――

再　開　午前１０時１０分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○成美保昭総務課長

この箇所については、訂正の上、差し替えをいたします。

○外山利章議長

続けます。

〔発言する者あり〕

○外山利章議長

しばらく休憩します。

休　憩　午前１０時１１分

―――――――――――――――――――

再　開　午前１０時１１分

○外山利章議長

続けます。

２ページ。

３ページ。

４ページ。

５ページ。

６ページ。

７ページ。

８ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第１号、知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第４　議案第２号　知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

○外山利章議長

日程第４、議案第２号、知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第２号は、知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

本案は、令和７年人事院勧告及び改正後の特別職の職員の給与に関する法律に準じ、令和７年１２月期の期末手当支給月数０．０５月分の引上げについて改定するものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

１ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第２号、知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第５　議案第３号　令和７年度知名町一般会計補正予算（第５号）について

○外山利章議長

日程第５、議案第３号、令和７年度知名町一般会計補正予算（第５号）について

を議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第３号は、令和７年度知名町一般会計補正予算（第５号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ３億２，２７４万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８８億２，１３１万２，０００円と定めております。

主な補正内容は、歳入については、国の補正に伴い、普通交付税を増額計上しております。

歳出につきましては、人事院勧告に伴う職員の人件費等を増額計上、国の補正に伴い、水道施設再編推進事業への出資を行うための上水道事業費用を増額計上しております。

地方債は、水道施設再編推進事業費の変更を行っております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから総括的質疑を行います。

第１表、歳入歳出予算補正、歳入、１ページ。

歳出、２ページ。

第２表、地方債補正、３ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、４ページ。

歳出、５ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで事項別明細書による質疑を終わります。

次に、歳入歳出による質疑を行います。

歳入、６ページ。

歳出、７ページから。

８ページ。

９ページ。

１０ページ。

１１ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

歳入歳出による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第３号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３号、令和７年度知名町一般会計補正予算（第５号）については、原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。議場の整理を行います。

△日程第６　議案第４号　令和７年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について

○外山利章議長

日程第６、議案第４号、令和７年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第４号は、令和７年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についての案件であります。

今回の補正は、給与改定に伴う増額分として歳入歳出をそれぞれ２３万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１２億６５６万１，０００円と定めております。

主な補正の内容につきましては、歳入については繰入金を増額計上しております。

歳出につきましては、総務費を増額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから総括的質疑を行います。

第１表、歳入歳出予算補正、歳入、１ページ。

歳出、２ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、３ページ。

歳出、４ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで事項別明細書による質疑を終わります。

次に、歳入歳出による質疑を行います。

歳入、５ページ。

歳出、６ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

歳入歳出による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第４号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第４号、令和７年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり可決されました。

△日程第７　議案第５号　令和７年度知名町介護保険特別会計補正予算（第３号）について

○外山利章議長

日程第７、議案第５号、令和７年度知名町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第５号は、令和７年度知名町介護保険特別会計補正予算（第３号）についての案件であります。

今回の補正は、給与改定に伴う増額分として歳入歳出それぞれ７５万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８億７，５０５万９，０００円と定めております。

主な補正内容は、歳入については繰入金を増額計上しました。

歳出につきましては、総務費を増額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから総括的質疑を行います。

第１表、歳入歳出予算補正、歳入、１ページ。

歳出、２ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、３ページ。

歳出、４ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで事項別明細書による質疑を終わります。

次に、歳入歳出による質疑を行います。

歳入、５ページ。

歳出、６ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

歳入歳出による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第５号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第５号、令和７年度知名町介護保険特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。議場の整理を行います。

△日程第８　議案第６号　令和７年度知名町水道事業会計補正予算（第２号）について

○外山利章議長

日程第８、議案第６号、令和７年度知名町水道事業会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第６号は、令和７年度知名町水道事業会計補正予算（第２号）についての案件であります。

収益的支出を５３８万７，０００円、資本的収入を１１億９，４６８万６，０００円、資本的支出を１１億９，５１１万２，０００円をそれぞれ増額しております。

主な補正の内容といたしましては、収益的支出は、人事院勧告に伴う職員の給与に関する費用、集金業務委託料を、資本的収入及び支出は、国の第一次補正予算により、水道施設再編推進事業に係る費用、補助金、起債をそれぞれ増額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから総括的質疑を行います。

○福井源乃介議員

町長に確認いたします。

大型補正で硬度低減化事業、ある程度の予算は確保されたと思いますが、にわかに解散総選挙ということで、新年度予算の成立が遅れるだろうということが言われていますが、事業費については１８兆３，０００億円の大型補正の中で確保できているのかということと、新年度予算の成立の遅れに伴って計画に影響があるのか、確認をいたします。

○今井力夫町長

国の衆議院の解散というのがにわかにクローズアップされてきておりまして、方向性として解散という方向に、今、動いておりますので、それ以前に国の補正予算のほうで本町から提案しましたものにつきましての補正予算は十分確保されております。それを基にして、令和７年度の補正予算としてこの硬度低減化に向けた事業を進めていくつもりでおりますので、本町におけるこの再編事業については、遅れることなく順次進めていくことが可能になっているのではないかなと思われます。

なお、新年度予算につきましての審議が遅れる可能性もあるかもしれませんけれども、この令和７年度の補正予算を使いながら令和８年度の当初までは流れていくのではないかなと、その間に新たに新年度予算というのが編成されていくものだと考えておりますので、おおよそ５月の前半ぐらいでは新年度予算というものが可決されていけば、事業等につきましての遅延というのは考えられないのではないかなと、今のところ推測しております。

以上です。

○福井源乃介議員

確認でしたので、計画どおり進捗していくということで見守っていきたいと思います。

以上です。

○外山利章議長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わります。

１ページ、収益的支出、資本的収入及び支出について。

２ページ、起債の限度額変更。

３ページ、実施計画、収益的支出。

４ページ、資本的収入、資本的支出。

５ページ、実施計画明細書、収益的支出。

６ページ、資本的収入、資本的支出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第６号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第６号、令和７年度知名町水道事業会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決されました。

△日程第９　議案第７号　令和７年度知名町下水道事業会計補正予算（第４号）について

○外山利章議長

日程第９、議案第７号、令和７年度知名町下水道事業会計補正予算（第４号）に

ついてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第７号は、令和７年度知名町下水道事業会計補正予算（第４号）についての案件であります。

今回の補正は、収益的収入及び支出それぞれ１８０万６，０００円を増額計上しております。

主な補正内容は、収益的収入につきましては他会計補助金を増額計上し、収益的支出につきましては担当職員の変更や人事院勧告に伴う職員の給与に関する費用を増額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わります。

これからページごとによる質疑を行います。

１ページ、収益的収入及び支出。

２ページ、実施計画、収益的収入、収益的支出。

３ページ、実施計画明細書、収益的収入、収益的支出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第７号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第７号、令和７年度知名町下水道事業会計補正予算（第４号）については、原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。議場の整理を行います。

△日程第１０　議案第８号　工事請負契約の締結について（屋子母地区浸透池造成工事）

○外山利章議長

日程第１０、議案第８号、工事請負契約の締結について（屋子母地区浸透池造成工事）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第８号は、屋子母字の湛水被害防止対策のための浸透池造成に係る工事請負契約の締結についての案件であります。

今回の屋子母地区の浸透池造成工事は、１２月２日に株式会社元栄建設、有限会社神園組、株式会社宗岡組、株式会社久保建設、株式会社甲斐組、株式会社前建の６者で入札執行し、工事請負金額５，２８０万円で株式会社宗岡組、宗岡悦志が落札をし、工事請負仮契約を結んでおります。

工事概要は、約３，０００平方メートルの敷地に深さ２メートルの浸透池造成及び附帯工事となっております。

詳細につきましては、お手元の資料をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから質疑を行います。

１ページ、建設工事請負仮契約書。

２ページ、合意締結証明書。

３ページ、屋子母地区浸透池造成工事計画平面図。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第８号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第８号、工事請負契約の締結について（屋子母地区浸透池造成工事）は、原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

しばらく休憩します。

休　憩　午前１０時３９分

――――――――――――――――――――

再　開　午前１０時５４分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本臨時会に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和８年第１回知名町議会臨時会を閉会します。

ご起立ください。お疲れさまでした。

閉　会　午前１０時５４分

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

知名町議会議長　　外山　　利章

知名町議会議員　　田尻　　博樹

知名町議会議員　　長山　　美香